



Utaspino uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポ V』より

北大開示文書研究会 ニューズレター 26

2021年6月17日発行

2021年3月4日 第3回口頭弁論(札幌地方裁判所)

ラポロアイヌネイション会長

長根弘喜さんの意見陳述

私は現在ラポロアイヌネイションの代表をしています。ラポロアイヌネイションは、もともとは浦幌アイヌ協会という名称で、長年、差間正樹さんが代表をしていました。

私たちは、北大や東大によって浦幌町から持ち去られた先祖の遺骨102体の返還を実践し、さらにサケを獲る権利を求める団体としての気持ちを強く表すために、2020年、会の名称をラポロアイヌネイションに変更しました。

私の父は喜一郎といい、長い間、浦幌アイヌ協会、かつてはウタリ協会と言っていました。その会員でした。

父の母親は、喜代野といい、幕別の白人コタン出身です。父親は源次郎といい、十勝太アイヌでした。私は、自分がアイヌだということはわかっていましたが、アイヌだからといって、そのことを特に意識して生活したわけではありません。

祖母の喜代野が十数年前に厚内で亡くなった時、遺品の中からたたくさんの写真が出て来ました。写真には、アイヌの既婚女性がよくしていた、口の周り

に入れ墨をした女性が写っていました。裏に書かれたメモに「フチ」というアイヌ語も書かれている写真もありました。

私の母が、写真を見ながら喜代野のことをいろいろ話してくれ、私はだんだんアイヌに興味を持つようになりました。

私は高校を卒業し、その後数年間は更別で酪農のヘルパーなどをしていました。厚内で叔父が漁師をしており「手伝わないか」と声をかけてくれたので、厚内に戻り、今は漁師をしています。

差間正樹さんが網元のサケの定置漁業や、叔父がやっているカニ漁、シシャモ漁、ツブ漁などの漁師として働いています。

漁師になって知ったのですが、漁師は全員がマキリという小刀を腰に差しています。マキリの鞘には彫刻がしてあり、私は自分のマキリにアイヌ文様を彫り、今も漁のときには腰に下げて使っています。

私がアイヌであることを強く意識するようになったのは、やはり遺骨の返還からでした。先祖の遺骨が大学教授らによって発掘され、持ち出されていっ

ラポロアイヌネイション サケ捕獲権確認請求訴訟

請求の趣旨（2020年8月17日、抜粋）

提訴日 2020年8月17日
原告 ラポロアイヌネイション
被告 国、北海道

- 1) 原告が別紙漁業権目録記載の漁業権を有することを確認する
 - 2) 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決を求める。

【請求の原因】

本件は、浦幌町内唯一のアイヌ集団である原告が、浦幌十勝川河口部においてサケを捕獲する権利を有することの確認を求める訴えである。

明治になるまで、北海道、千島、カラフトに居住していたアイヌの各小集団(コタンと称されている)は、当該各集団の支配領域(イオルと称されていた)において、サケをはじめとする自然資源を独占的・排他的に使用し、利用していた。このうちサケは、アイヌにとって主要な食糧であるとともに、和人との交易品としても利用されており、重要な経済活動の資源でもあった。

明治6年、明治政府は現札幌市の主要な河川におけるサケの引き網漁を禁止し、明治11年に札幌郡におけるサケマス漁を一切禁止した。その後サケマスの捕獲の禁止が全道に広がり、明治30年には、自家用としてのサケマスの捕獲も禁止した。現在は、後記するように、国及び北海道によって河川におけるサケ漁について和人、アイヌに限らず、原則として禁止されている。原告は十勝川及び浦幌十勝川において一切のサケを捕獲することが禁止されている。アイヌに関する唯一の例外は文化的伝承等のために北海道知事の許可を受けて一定数のサケの捕獲が認められているに過ぎない。

しかし、そもそも明治以降の日本政府によるアイヌ諸集団のサケ漁を禁止する合法的理由は現在に至るも全く明らかになっておらず、かえって違法と考えられている。少なくとも、アイヌ諸集団のサケ捕獲を禁止する各法令の合法的根拠は明らかにされていない。

アイヌの権利に関しては、札幌地裁平成5年(行ウ)第9号(いわゆる二風谷ダム事件)において、土地収用法20条3号の要件の検討の際に、ダム建設によって失われる利益・諸価値の一つとしてアイヌの文化享有権を認めたのが初めてである。判決によると、アイヌの文化享有権は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「ICCPR」という。なお日本では一般にB規約とも称されるが、ここではInternational Covenant on Civil and Political Rightsの頭文字をとりICCPRということにする)27条及び憲法13条によって保障される、とされた。ただし、この文化享有権はICCPRの文言上(2条1項「すべての個人に対し」、26条「すべての者は」、27条「当該少数民族に属する者は」)個人の権利とされており、憲法13条も個人の権利を規定していると解されている。ちなみに最近では、ICCPR27条は集団の文化享有権を含むとする学説も散見されるようになったが、法文上は個人の権利として規定されている。

本件では、原告に属する構成員のアイヌ個人の権利としてサケ捕獲権を求めるものではなく、アイヌの個々の集団の権利として、集団としての原告がサケ捕獲権を有することの確認を求めるものである。この集団の権利は、講学上「先住権」と称されている権利のことである。原告は浦幌町に江戸時代から存在していた複数のコタンが自らの支配領域内において独占的・排他的に有していた漁猟権としてのサケ捕獲権を引き継いでいることを主張し、本件訴えを提起したものである。

た経緯を知って、まず、「ひどい話だ」と強いいきどおりを感じました。

遺骨返還が決まり、浦幌墓地に迎え入れるにあたり、会の皆と一緒に再埋葬や儀式の準備をしました。細い柳の木を伐りだしてイナウを削ったり、カムイノミやイチャルパの練習をするようになって、だんだんアイヌの長い歴史やアイヌの文化、伝統を考えるようになりました。そして、「アイヌとして生きることがすごいことだ」「俺はアイヌなんだ」ということを強く自覚するようになりました。

昨年は、アイヌの伝統的な丸木舟を会員のみんなで作り、この丸木舟を使って浦幌十勝川で160尾以上のサケを捕獲しました。漁師として海ではサケを獲っていますが、アイヌとして、私の先祖と同じように川でサケを獲ることは、全く違うということを感じました。

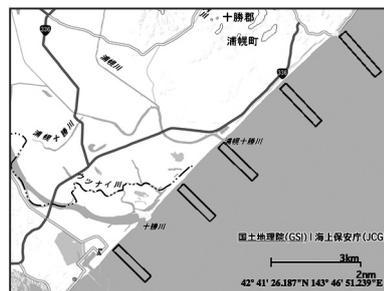
川でのサケの捕獲はアイヌの文化そのもので、サ

ケの捕獲にアイヌとしての誇りを感じました。先祖と同じようにサケを獲り、神に祈り、カムイノミをしながら、「俺はアイヌだ」と体が震えました。

アイヌとして誇りをもって生きるためには、私たちに和人とは違う、サケを捕獲する権利が絶対に必要だと思いました。

私は最近、サケの資源保護についても考えるようになりました。何年か前に、大雨がありました。そのとき、放流されたサケの稚魚のほとんどが水かさが増した川に流されてしまいました。しかし、自然産卵の天然のサケは大雨の後も川で見ることができました。

放流の稚魚か天然の稚魚かは、大きさが違うので一目で区別できます。私はその時、やはり天然のサ



上の地図の□は
秋サケ定置網漁業権設定地

ケの方が生存率が高いと分かりました。これまで行われてきたサケのふ化増殖事業が本当にサケにとって良いのかを考えるようになりました。これからは、これからの勉強しながら、サケの資源をどのように保護していくのかを、ラポロアイヌネイションとして考えていきたいと思っています。

2021年3月4日 第3回 口頭弁論閉廷後の原告弁護士報告会 @札幌市資料館から

市川守弘・原告弁護士団長

きょうの裁判について報告します。

こちら側が訴状で主張していた内容について、国側は前回(第2回口頭弁論)、「認否の限りにあらず(認否はしない)」「と述べていました。(訴訟では一般的に)原告側の主張する事実関係に対し、被告側が認否(認めるか認めないかの態度)を明らかにすることからスタートしますが、認否のやり方には、「この点は認める」「この点は認めない」「この点は知らない」の3つしかありません。被告が「認める」とした事実については、もうそれ以上、裁判所が証拠を求めることはありません。被告が「認めない」「知らない」と答えた場合は、裁判所が今度は原告に対して「事実だと実証する手立てを考えてください」と訴訟の指揮を執るわけです。普通の事件は、被告が認否することによって争点があつてきます。しかし前回、被告(国・北海道)は「認否しない」と言ってきました。こちらの訴状は「江戸時代までは、各地域ごとにアイヌ集団が独占的・排他的にサケを捕つてい

た。他の地域の人が勝手に漁をしたら賠償問題になり、時にはコタン間の戦争にもなつた。各地域集団がそのように強い漁業権、サケ捕獲権をもつていた」と主張しているのですが、それについて、国は「認否しない」という態度を表明したのです。また訴状では「そういう権利が明治時代以降、だんだん奪われていった」とも主張しています。それについても国は「認否しない」でした。訴状の主張は「各地アイヌ集団には」もともと権利があつた。国がもし『そんな権利はなかつた』というのであれば、その根拠、正当性を示してください」というものです。国がもしそれを示せなければ、「じゃあその権利は今もありますね」という話になりますから。

被告側が前回の準備書面で主張してきたのは「現行の法律でアイヌのサケ捕獲権を根拠づけることができるのか、(原告は)まず明らかにしろ」というものでした。それに対して、今回の準備書面でこちら原告側は「ラポロアイヌネイションのサケ捕獲の権利

(は)そもそも憲法や法律によって根拠づけられる権利ではない」と主張しました。先住民族に「固有の権利(the inherent rights)がある」というのは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年)によって世界中が確認した事実です。「固有の権利」だから、日本国憲法に規定があろうがなかろうが、(日本国内の)法律に規定があろうがなかろうが、先住民族ですね、と認めた時点で、そもそも固有の権利があるんですよ、という主張です。ただ、どういう集団にどういう歴史的背景があつて、どういうサケ捕獲権が認められるのか、それが「要件」になります。国連宣言には「先住民族の政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来する先住民族の固有の権利」(前文第7段落)と書かれています。先住民族だからといって、すぐ権利が発生するわけではないということ。原告準備書面では、ラポロアイヌネイションはずーっとさかのぼって江戸期の先祖までたどると、松浦武四郎(幕末の和入探検家)が、「この地域に何人何人」と名前まで記録していて、現在のラポロアイヌネイションの人たちが、少なくとも当時から十勝川河口域に存在していた集団コタンの子孫であることは間違いない。先祖たちがサケを捕つ

ていたのだから、自分たちもその権利を承継しています、という準備書面を今回提出しました。次回までに国がどういう対応をとるか判断はつきませんが、今日の口頭弁論で裁判官がいみじくも被告に「認否できる場所はしっかり認否してください」と言いました。裁判所も「それを言わないと訴訟が先に進まない」と思ったんでしょう。だから次回はある程度、被告側が認否してくるだろうと想定して、こちらも反論を準備したいと思っています。

フロア(北海道新聞)

最近の「新しい人権」の議論に似ているなあ、と感じながら聞いていました。憲法13条から導かれる生存権を根拠に(先住権には)憲法上も根拠がある、という論の立て方も可能だと思いますが、今回はいかがですか。

市川守弘・原告弁護士団長

現時点では考えていません。日本国憲法は日本という国の中の基本法です。明治時代になる以前、日本は歴史的に蝦夷地を「化外の地」、アイヌを「化外の民」と呼んでいた。幕藩制の及ばない外の地域、つまり外国・外国人扱いでした。それがなげいきなり日本の憲法の枠内にはいらないといけないの? というのが根本にあります。

フロア（北海道新聞）

しかし今回、それを裁くのは日本の制度にのっとった日本の司法であり、裁判官です。裁判官は職責として「憲法と法律にのみ拘束される」という条文（憲法76条3項）もあります。そこを乗り越える策があれば教えてください。

市川守弘・原告弁護団長

日本国がアイヌの人たちを日本国民扱いし始めた時点（注）で、アイヌの権利についての議論がなければならなかったのに、一切それに触れないまま、憲法が作られています。すべての権利について憲法に収斂^{しゅうれん}できればいいけど、もともと「化外の民」だった人たちがちゃんと憲法の枠内に入れていないから、隙間が生じてしまっている。何らかの法規範でその隙間を埋めるべきで、江戸時代以前から続いている慣習的な権利が認められるのであれば、それで（現行法や憲法の）隙間を埋めるべきなんです。（アイヌ先住権に）憲法上の根拠を求めなければ、と考える学者もいるでしょう。だけど、憲法が否定していない限り認めてもいいでしょう、という言い方も成り立つ。（ラポロアイヌネイションの十勝川河口域におけるサケ捕獲の権利を）「憲法が触れておらず、かつ否定もしていない

権利として認める」ことは、（日本の裁判所にも）可能だと思います。

フロア（NHK）

憲法や現行法で規定されていない権利で、訴訟によって認められるようになった事例はありますか？

市川守弘・原告弁護団長

思いつかないですね。「化外の民」の問題について日本の裁判所は一度も判断をしていない。二風谷ダム事件（1997年判決）は憲法13条に根拠を求めて判断しましたが、あれは個人の権利をめぐる訴訟でした。集団の権限が争われた例はありません。

救容御切売



サーモンピープル

アイヌのサケ捕獲権回復をめざして

ラポロアイヌネイション／北大開示文書研究会：著
2021年6月刊 かりん舎 定価 1300円＋税

おトクなまとめ買いをどうぞ

一度に10冊以上をご購入の場合、定価の2割引（1冊あたり消費税込み1144円）・送料無料でお届けします。郵便振替用紙にお名前、送付先、電話番号、注文冊数を記入のうえ、下記口座まで代金・送料の合計をご入金ください。

ゆうちょ銀行振替 02790-1-101119
口座名：北大開示文書研究会

お問い合わせ 北大開示文書研究会事務局
TEL (FAX) 0164-43-0128

最新情報はこちらから

ラポロアイヌネイション
サケ捕獲権確認
訴訟支援センター



www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html

Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より
北大開示文書研究会ニューズレター No.26 2021年6月17日
編集・発行 北大開示文書研究会
共同代表 清水裕二、殿平善彦
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8 (三浦忠雄方)
FAX 0164-43-0128 <http://www.kaijiken.sakura.ne.jp>
ロゴデザイン 浅野由美子